

第 1 号 様 式 （ 第 4 条 関 係 ）

政策会議案件書（ 審 議 案 件 ）

令 和 7 年 1 月 3 1 日 提 出

案 件 担 当 部 課 等	都 市 環 境 部 都 市 計 画 課
案 件 名 称	三 浦 市 都 市 計 画 マ ス タ ー プ ラ ン の 改 定 及 び 三 浦 市 立 地 適 正 化 計 画 の 作 成 に つ い て
部 門 経 営 会 議 審 議 した 日	令 和 7 年 1 月 3 0 日
資 料 の 有 無	☒ 有 ☐ 無
審 議 依 頼 事 項 三 浦 市 都 市 計 画 マ ス タ ー プ ラ ン 及 び 三 浦 市 立 地 適 正 化 計 画 を 別 添 案 の と お り 改 定 及 び 作 成 す る こ と に つ い て	
現 状 と 課 題 三 浦 市 都 市 計 画 マ ス タ ー プ ラ ン は 、 現 計 画 の 目 標 年 次 で あ る 令 和 7 年 を 迎 え 、 新 た に 市 の 将 来 の 都 市 づ く り の 方 向 性 を 示 す た め に 改 定 す る 。 三 浦 市 立 地 適 正 化 計 画 は 、 本 市 に お い て 今 後 も 更 な る 人 口 減 少 と 少 子 高 齢 化 の 進 展 が 見 込 ま れ る こ と か ら 、 持 続 可 能 な 都 市 づ く り を 目 指 す た め 、 都 市 計 画 マ ス タ ー プ ラ ン の 改 定 に あ わ せ て 作 成 す る 。 両 計 画 は 、 令 和 5 年 1 2 月 より 都 市 計 画 審 議 会 に 小 委 員 会 を 設 置 し 検 討 を 重 ね 、 市 民 説 明 会 や パ ブ リ ッ ク コ メ ン ト を 経 て 、 案 が 取 り ま と ま り 、 令 和 7 年 1 月 2 2 日 開 催 の 都 市 計 画 審 議 会 に お い て 諮 問 し 、 差 支 え な い 旨 の 答 申 を 受 け た 。 三 浦 市 議 会 基 本 条 例 （ 平 成 2 6 年 三 浦 市 条 例 第 9 号 ） 第 1 1 条 に は 、 「 市 の 政 策 及 び 施 策 の 基 本 的 な 方 向 を 定 め る 構 想 、 計 画 、 指 針 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の を 策 定 し 、 又 は 変 更 す る （ 基 本 的 な 事 項 に 係 る 部 分 に 限 る 。 ） に 当 た っ て は 、 地 方 自 治 法 （ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 9 6 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 議 会 の 議 決 を 経 る も の と す る 。 」 と 規 定 さ れ て い る 。 ま た 、 同 条 例 運 用 基 準 に は 、 議 決 事 件 と し て 「 三 浦 市 都 市 計 画 マ ス タ ー プ ラ ン 」 が 明 記 さ れ て い る た め 、 三 浦 市 都 市 計 画 マ ス タ ー プ ラ ン の 改 定 に 当 た っ て は 、 議 会 の 議 決 を 経 る 必 要 が あ る 。	

案件担当部課等の見解

三浦市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について、別添案のとおり改定及び作成したい。

審議決定後は、令和7年第1回三浦市議会定例会に三浦市都市計画マスタープラン（案）を議案として提出することとし、三浦市立地適正化計画（案）を同定例会都市民生常任委員協議会に報告したい。

総合計画及び予算との関係

1 総合計画との関係

大綱3 住み心地のよい都市をめざして～暮らしを支える

目標6 快適で安全性の高い生活基盤の整備

施策1 適正な土地利用計画の推進

備考 説明員 河津都市計画課都市政策担当課長

土屋都市計画課都市計画GL

羽白都市計画課都市計画主査